

青森県報

第二千百十七号

平成十四年十二月二十五日(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(健康福祉課)	一
右 同	(同)	二
生活保護法による介護機関の指定	(同)	二
右 同	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の休止の届出	(同)	三
右 同	(同)	三
特定第一号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	(団体経営課)	四
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	(同)	五
公有水面埋立ての免許	(漁港漁場整備課)	五
証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更	(経 理 課)	六
建設業者の許可の取消し	(十和田県土整備事務所)	六

告 示

青森県告示第六百五十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年十二月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

名称	居宅介護事業者		名称	居宅介護事業所		廃止年月日
	主たる事務所在地	居宅介護事業の種類		名称	所在地	
社会福祉法人平舘村杜福社協議会	東津軽郡平舘村大字野田字鳴川二〇八の一	訪問入浴介護	平舘村杜福社協議会指定訪問入浴介護事業所	東津軽郡平舘村大字野田字鳴川二〇八の一	平成十四・四・一	
中村謙治	五所川原市字錦町一の一三四	訪問看護	中村内科医院	五所川原市字錦町一の一三四	十四・二・九	
清水啓一	五所川原市字鎌谷町一〇三の一	〃	清水クリニック	五所川原市字鎌谷町一〇三の一	一三・九・一	
榊引健	五所川原市字鎌谷町五一六の一〇	〃	榊引クリニック	五所川原市字鎌谷町五一六の一〇	一三・一・四	
三上忠一	上北郡下田町字苗振谷地四九の一	〃	三上医院	上北郡下田町字苗振谷地四九の一	一三・二・三〇	
夏堀礼二	八戸市城下一丁目一五の二八	居宅療養管理指導	夏堀デンタクリニック	八戸市城下一丁目一四の四地代	一三・三・四	
有限会社戸	八戸市長横町九	〃	オレンジド	八戸市類家三丁目一三・六・二〇	一三・六・二〇	

部商事	中村謙治	清水啓一	榊引健	一部事務組合 下北医療センター	名川町
	五所川原市字錦町一の一三四	五所川原市字鎌谷町一〇三の一	五所川原市字鎌谷町五一六の一	下北郡脇野沢村大字脇野沢字渡向二九の五	名川町大字平字広場二二
	院	院	院	院	院
ラッグとベ 薬局	中村内科医	清水クリニ ック	榊引クリニ ック	国民健康保 険協野沢診 療所	名川町国民 健康保険名 川病院
	五所川原市字錦町一の一三四	五所川原市字鎌谷町一〇三の一	五所川原市字鎌谷町五一六の一	下北郡脇野沢村大字脇野沢字渡向二九の五	名川町大字平字広場二二
	一四・二・二九	一三・九・一	一三・一・四	一三・四・一	〃

青森県告示第六百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年十二月二十五日

青森県知事 木村守男

居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
	八戸医療生活協同組合	八戸市南類家一丁目一七の二	八戸医療生活協同組合生協訪問看護ステーション虹	八戸市南類家一丁目一七の一	平成 一三・四・一
居宅介護支援事業所	名称	所在地	名称	所在地	廃止年月日
	八戸医療生活協同組合八戸生協診療所	八戸市南類家一丁目一七の二	八戸医療生活協同組合八戸生協診療所	八戸市南類家一丁目一七の二	〃

青森県告示第六百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、

介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年十二月二十五日

青森県知事 木村守男

居宅介護事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名称	所在地	指定年月日
有限会社やまぶき	弘前市大字町田二丁目四八の一	訪問介護	ヘルパーステーションやまぶき	弘前市大字町田二丁目四八の一	平成 一四・二・一	
有限会社キユーア在宅介護	弘前市大字清原三丁目一〇の八	訪問介護	訪問介護キユーア	黒石市松原七八の一九	一四・一〇・二〇	
有限会社細川介護センター	南津軽郡浪岡町大字浪岡字林本七の二	訪問介護	有限会社細川介護センター	南津軽郡浪岡町大字浪岡字林本七の二	一四・三・一	
社会福祉法人つがる三和	弘前市大字三和字上恋塚一九	訪問看護	ホームヘルプステーションいたや荘	北津軽郡板柳町大字辻字岸田六	〃	
有限会社ケアサービスたんぼぼ	北津軽郡金木町大字金木字朝日山二七六の二	訪問看護	有限会社ケアサービスたんぼぼ	北津軽郡金木町大字金木字朝日山二七六の二	〃	
中村謙治	五所川原市字錦町一の一三四	訪問看護	中村内科医	五所川原市字錦町一の一三四	一四・二・二〇	
医療法人善菜軒	三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上ミ三の二	訪問看護	医療法人善菜軒田中医	三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上ミ三の二	一三・六・一	
社会福祉法人平元会	青森市大字高田一字川瀬一八六の	通所介護	デイサービスセンターポピラー	青森市大字大野二丁目三三の一	一四・一〇・一	
有限会社戸部商事	八戸市大字長横町九	居宅療養管理指導	ラックとベッド薬局	八戸市南類家三丁目一七の一	一四・三・一	
清水将之	五所川原市字鎌谷町一〇三の一	居宅療養管理指導	清水クリニ	五所川原市字鎌谷町一〇三の一	一三・九・二	

中村謙弥	五所川原市字錦町一の一三四	院	中村内科医	五所川原市字錦町一の一三四	一四・二・二〇
株式会社竹内調剤薬局	東京都板橋区大森町五三の七	局	竹内調剤薬	十和田市西十二番町一の一六	一四・四・一
医療法人ひぐちクリニック	三沢市桜町三丁目一〇の一四	ニ	ひぐちクリニック	三沢市桜町三丁目一〇の一四	一三・〇・一
医療法人岡三沢歯科クリニック	三沢市桜町三丁目六の二二	岡	三沢歯科クリニック	三沢市岡三沢二丁目五の一	〃
医療法人青葉軒	三戸郡五戸町字鍛冶屋上三の二	院	医療法人青葉軒田中医	三戸郡五戸町字鍛冶屋上三の二	一三・六・一
株式会社大五舎	五所川原市字一ツ谷五〇八の一	リ	グループホームひまわり2	五所川原市字難田一四一の七	一四・二・二六
社会福祉法人拓心会	五所川原市大字水野尾字懸樋二二の三	グ	グループホームわらび	五所川原市大字水野尾字懸樋二二の五	一四・三・一

青森県告示第六百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年十二月二十五日

青森県知事 木村守男

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人杏林会	八戸市小中野一丁目四の二二	介護老人保健施設「はりばりパーク」	八戸市小中野一丁目一の二四	平成一四・三・一
有限会社ケアサービスたんぽぽ	北津軽郡金木町大字金木字朝日山二七六の二	有限会社ケアサービスたんぽぽ	北津軽郡金木町大字金木字朝日山二七六の二	〃

青森県告示第六百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年十二月二十五日

青森県知事 木村守男

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休 止 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人誠友会	上北郡下田町字上山二の一二六	訪問介護ステーション木崎野	上北郡下田町字上山二の一二六	平成一四・一・四
医療法人正幸会	五所川原市字田町四の五	北五訪問看護ステーション	五所川原市字栄町二二の一八	一三・九・一
社会福祉法人青森社会福祉振興団	むつ市十二林一の一の一三	みちのくデイサービスセンター	むつ市大字城ヶ沢字砂川目三の四三	一四・三・三
有限会社えびな調剤薬局	五所川原市字栄町七〇の一	有限会社えびな調剤薬局	五所川原市字栄町七〇の一	一三・一・二七
有限会社アサヒ薬局	五所川原市字旭町六〇の三	有限会社アサヒ薬局	五所川原市字旭町六〇の三	一三・一・二
小原寛	五所川原市みどり町六丁目一六	小原歯科医	五所川原市みどり町六丁目一六	一三・一・一

青森県告示第六百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年十二月二十五日

青森県知事 木村 守 男

居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所	年月日
名称	名称	休月日
主たる事務所の所在地	所在地	
社会福祉法人 ファミリア	居宅介護支援セ ンターピナス	平成 二〇〇 四 一
三戸郡五戸町字 姥堤三四の一	三戸郡五戸町大 字浅水字下平三 五の二	
"	居宅介護支援セ ンターコスモス	
	三戸郡五戸町大 字上市川字中坪 三七	
	"	

青森県告示第六百六十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百五条の二第一項の規定によ
り次の発起人が求めた次の加入区に係る特定第一号漁業者の同意が同項に規定する要
件に適合すると認めためたので、同条第四項の規定により公示する。

平成十四年十二月二十五日

青森県知事 木村 守 男

発起人の住所及び氏名（名称）	加入区の名称
三戸郡階上町大字道仏字小舟渡五五	加入区
長根 繁	
三戸郡階上町大字道仏字荒谷一九の八	階上加入区
角地山 正	
下北郡東通村大字白糠字垣間一五の二	白糠加入区
坂本 勝人	
下北郡東通村大字白糠字赤平五〇七の二	
西山 里一	
下北郡東通村大字小田野沢字畑浦二一	
川村 敏博	
下北郡東通村大字小田野沢字浜通七七	小田野沢加入区
畑中 岩太郎	
下北郡東通村大字尻労字天神林一二の三	尻労加入区
東 忠重	

下北郡東通村大字尻労字天神林一九の一	東 光男	
下北郡東通村大字蒲野沢字石持七一	手間本 政信	石持加入区
下北郡東通村大字蒲野沢字千鳥道五五の三	杉本 喜輝	
むつ市大字関根字川代三四	葛野 繁春	関根浜加入区
むつ市大字関根字前浜三〇	村中 光嘉	
下北郡風間浦村大字易国間字新町三八の五	金田一 源五郎	易国間加入区
下北郡風間浦村大字易国間字大川目一二三の二五	伊勢 重嘉	
下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷三二の四	大野 兼司	蛇浦加入区
下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷一〇の五	木下 義幸	
下北郡大間町大字奥戸字小奥戸二の七〇	小谷 伝	奥戸加入区
下北郡大間町大字奥戸字奥戸村一	能登 雅宏	
下北郡佐井村大字佐井字糠森三二の二	新田 常雄	佐井村加入区
下北郡佐井村大字佐井字磯谷二二二	田中 勝年	
東津軽郡三厩村大字字鉄字上字鉄七	柳谷 一	三厩村加入区
東津軽郡三厩村大字字鉄字釜野澤八	柳谷 正則	
東津軽郡今別町大字浜名字浜名八	中村 粕雄	
東津軽郡今別町大字浜名字三九郎沢四の八	太田 清吉	今別町西部加入区
東津軽郡今別町大字奥平部字砥石五三の八一	横岡 亘	
東津軽郡今別町大字袋字袋村元一〇	小倉 永治	今別町東部加入区

青森県告示第六百六十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

平成十四年十二月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
北津軽郡市浦村大字十三字深津二四七 柳谷 栄	十三区域	2 底びき網 を使用して行 うしじみ漁業
北津軽郡市浦村大字十三字深津二二〇 三上 藤生		
西津軽郡車力村大字豊富字千貫四九の二 羽場周次郎	車力区域	1 底びき網 を使用して行 うしじみ漁業
西津軽郡車力村大字富泡字清水二二六 成田 良一		
下北郡川内町大字川内字川内四三三の三 田中 鐵男	川内町区域	1 ほたてけ た網漁業
下北郡川内町大字川内字田野沢一六九の二〇 坂井 勝儀		
下北郡東通村大字野牛字入口三 伊柳 晴美	野牛区域	2 小型定置 漁業及びほた てけた網漁業
下北郡東通村大字野牛字釜ノ平八一 の四 渡邊 徹博		
下北郡東通村大字蒲野沢字石持四二 手間本政信	石持区域	2 小型定置 漁業及びほた てけた網漁業
下北郡東通村大字蒲野沢字千鳥道五五の三 杉本 輝喜		

青森県告示第六百六十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第一条第一項の規定により、平成十四年十二月十六日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定

により告示する。

平成十四年十二月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

三戸郡階上町大字道仏字天当平一の八七

階上町

2 代表者の住所及び氏名

三戸郡階上町大字道仏字榊五六

階上町長 上山 博一

二 埋立区域

1 位置

三戸郡階上町大字道仏字榊平五の二、六の五から六の二六、字榊一一の三二、字榊山一及び二の二の地先公有水面

2 区域

次の 地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 三戸郡階上町大字道仏字榊山地先における内防波堤内港側先端（基点）から二一八度五〇分六八・六メートルの地点

の地点 から二一五度二九分一五・〇メートルの地点

の地点 から二九五度〇七分一〇・二メートルの地点

の地点 から三〇〇度四五分三〇・一メートルの地点

の地点 から三〇七度五〇分一〇・〇メートルの地点

の地点 から三四〇度〇五分二二・一メートルの地点

の地点 から三五六度一〇分二三・五メートルの地点

の地点 から三五五度〇八分一〇・〇メートルの地点

の地点 から五六度〇八分一〇・七メートルの地点

の地点 から六四度一〇分一一・四メートルの地点

の地点 から二二五度二九分五・七メートルの地点

の地点 から二二五度二九分三六・二メートルの地点

3 面積

一、五四四・九〇平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

三戸郡階上町大字道仏字榊山一、二の二及び隣接する道地内、字榊平五の二、六の五から六の一六、字榊一一の三一、字榊山一及び二の二の地先公有水面

2 区域

次の①の地点から⑦の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑦の地点と①の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 三戸郡階上町大字道仏字榊山地先における内防波堤内港側先端(基点)から二〇七度二四分四二・六メートルの地点

②の地点 ①の地点から二二五度二九分五一・二メートルの地点

③の地点 ②の地点から二六六度四四分四一・七メートルの地点

④の地点 ③の地点から一六八度二三分三・八メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二六七度五八分九・八メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から三八度二一分一・〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から三三三度二五分六・六メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から五三度〇三分一〇・七メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から三三〇度五一分二七・六メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から三五六度一〇分四四・一メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から三六度三一分四六・一メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から二六度三〇分三三・三メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から二二五度二九分一九・六メートルの地点

3 面積

六、二四三・三六平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第六百六十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第九条の規定により告示する。

平成十四年十二月二十五日

青森県知事 木村守男

一 売りさばき人の住所及び名称

青森市原別二丁目一の八

合資会社青森中央自動車学校

二 変更内容

1 変更前の住所及び売りさばき場所

青森市大字原別字遠山四一

2 変更後の住所及び売りさばき場所

青森市原別二丁目一の八

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年十二月二十五日

青森県知事 木村守男

一 商号又は名称 株式会社坂田組

二 代表者の氏名 田中 関蔵

三 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字東上川原二〇の七

四 許可番号 青森県知事許可(特九)第一五四四号

五 取消年月日 平成十四年十二月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年十一月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭